

グループホームおからぎ運営規程

(令和 7年 11月 1日一部改正)

介護予防指定認知症対応型共同生活介護
指定認知症対応型共同生活介護

社会福祉法人いつつ星会
グループホームおからぎ運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法いつつ星会が運営する（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防指定認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、公示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「グループホームおからぎ」とする。

所在地 岩手県二戸市堀野字大川原毛89-12

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤兼務：介護支援専門員、介護職と兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（常勤兼務：介護職員と兼務 管理者と兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。
- (3) 介護職員 8名（常勤専従5名、常勤兼務2名、非常勤専従1名）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の支援（介助）
- (2) 日常生活上の支援

- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

- 第8条 事業サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
 - 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

- 第9条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、保険者より交付される介護保険負担割合証に基づいた割合の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食材費 950 円／日
(朝 300 円・昼 300 円・夜 350 円)
 - (2) 水光熱費 525 円／日
 - (3) 室料 1,050 円／日
 - (4) 寝具代 52 円／日
 - (5) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用。
- 2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けとるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第10条 事業の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居にさいしては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当

者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置。

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする

付則

この規定は、平成 23年 3月 26日 より施行する。

平成 29年 1月 6日 一部改正

令和 2年 2月 15日 一部改正

令和 6年 6月 1日 一部改正

令和 7年 11月 1日 一部改正（食費変更）